

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(事務本部)</p> <p>第4条 事務本部に、別表1左欄に掲げる部、<u>プロボストオフィス、公正調査監査室、監事支援室及び不正防止実施本部事務室</u>を置き、部に同表右欄に掲げる課又は室を置く。</p> <p>2 前項の部に部長を、課に課長を、<u>プロボストオフィス及び室</u>に室長を置く。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、第1項の部に次長を、前項の室に副室長を置くことができる。</p> <p>(共回事務部)</p> <p>第5条 別表2第3欄に掲げる部局に係る共通の事務を処理させるため、同表第1欄に掲げる共回事務部を置き、共回事務部に同表第2欄に掲げる課を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(部局事務部等)</p> <p>第6条 別表2第3欄に掲げる部局の事務を処理させるため、同表第4欄に掲げる部局事務部又は部局事務室を置き、部局事務部に同表第5欄に掲げる課又は室を置く。</p> <p>2 前項の部局事務部に事務長 (<u>国際・共通教育推進部、医学研究科事務部、医学部附属病院事務部及び附属図書館事務部</u>にあつては事務部長。以下同じ。) を置き、課に課長を、室に室長を置く。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、部局事務部に副事務長 (<u>国際・共通教育推進部、医学研究科事務部、医学部附属病院事務部及び附属図書館事務部</u>にあつては副事務部長。以下同じ。) を置くことができる。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(事務本部)</p> <p>第4条 事務本部に、別表1左欄に掲げる部、<u>オフィス、監事支援室及び不正防止実施本部事務室</u>を置き、部に同表右欄に掲げる課又は室を置く。</p> <p>2 前項の部に部長を、課に課長を、<u>オフィスにオフィス長を、室に室長を置く。</u></p> <p>3 前項に定めるもののほか、第1項の部に次長を、<u>同項のオフィスに副オフィス長を、前項の室に副室長を置くことができる。</u></p> <p>(共回事務部)</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>2・3 }</p> <p>(部局事務部等)</p> <p>第6条 別表2第3欄に掲げる部局の事務を処理させるため、同表第4欄に掲げる部局事務部又は部局事務室を置き、部局事務部に同表第5欄に掲げる課又は室を置く。</p> <p>2 前項の部局事務部に事務長 (医学研究科事務部、医学部附属病院事務部及び附属図書館事務部にあつては事務部長。以下同じ。) を置き、課に課長を、室に室長を置く。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、部局事務部に副事務長 (医学研究科事務部、医学部附属病院事務部及び附属図書館事務部にあつては副事務部長。以下同じ。) を置くことができる。</p> <p>4 (同 左)</p> <p><u>第6条の2 第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、別表第2の2左欄に掲げる部局に係る共通の事務のうち全学に係るもの及び同欄に掲げる部局の事務については、同表右欄の組織が処理する。</u></p> <p><u>(部局の事務担当等)</u></p>

改正前	改正後
<p>第7条 <u>第5条第2項の事務部長又は課長と、前条第2項の事務長、課長若しくは室長、同条第3項の副事務長又は同条第4項の事務室長は同一人が兼ねることができる。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(職責)</p> <p>第10条 事務本部に置く部の部長、<u>プロボストオフィス室長、公正調査監査室長</u>及び不正防止実施本部事務室長は、総長及び担当理事又は副学長の監督の下にそれぞれ部、<u>プロボストオフィス、公正調査監査室</u>及び不正防止実施本部事務室の事務を掌理し、監事支援室長は、監事の監督の下に監事支援室の事務を掌理し、共通事務部の事務部長は、別表2第3欄に掲げる部局の長の監督の下に共通事務部の事務を掌理し、部局事務部及び部局事務室の長は、当該部局の長の監督の下に当該事務組織の事務を掌理する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 副室長及び副事務長は、当該室長又は事務長の職務を助け、当該事務組織の業務を整理する。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 専門員は、当該部長、事務部長、課長等、事務長等又は事務室長（以下「部長等」という。）の定めるところにより、特定の専門的事項を分掌する。</p> <p>8～10 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(事務本部の所掌事務等)</p> <p>第11条 事務本部に置く課、<u>プロボストオフィス</u>及び室における所掌事務及びその分掌は、総長が別に定める。</p>	<p>第7条 <u>教員、事務職員等の相互の適切な役割分担の下での協働及び組織的な連携体制により、部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又は各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節までに定める施設等をいう。））における教育研究活動等の運営を組織的かつ効果的に行うため、当該部局に事務担当その他必要な職員を置くことができる。</u></p> <p>(職責)</p> <p>第10条 事務本部に置く部の部長、<u>オフィス長</u>及び不正防止実施本部事務室長は、総長及び担当理事又は副学長の監督の下にそれぞれ部、<u>オフィス</u>及び不正防止実施本部事務室の事務を掌理し、監事支援室長は、監事の監督の下に監事支援室の事務を掌理し、共通事務部の事務部長は、別表2第3欄に掲げる部局の長の監督の下に共通事務部の事務を掌理し、部局事務部及び部局事務室の長は、当該部局の長の監督の下に当該事務組織の事務を掌理する。</p> <p>2・3 (同 左)</p> <p>4 <u>副オフィス長</u>、副室長及び副事務長は、当該<u>オフィス長</u>、室長又は事務長の職務を助け、当該事務組織の業務を整理する。</p> <p>5・6 (同 左)</p> <p>7 専門員は、当該部長、事務部長、課長等、<u>オフィス長</u>、事務長等又は事務室長（以下「部長等」という。）の定めるところにより、特定の専門的事項を分掌する。</p> <p>8～10 (同 左)</p> <p>(事務本部の所掌事務等)</p> <p>第11条 事務本部に置く課、<u>オフィス</u>及び室における所掌事務及びその分掌は、総長が別に定める。</p>

改 正 前	改 正 後																																												
<p>(中 略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第12条を削除する規定中第14項を削除する規定は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第8条の規定は、<u>令和6年</u>3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>(中 略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第12条を削除する規定中第14項を削除する規定は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第8条の規定は、<u>令和7年</u>3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>附 則 (令和6年達示第29号)</p> <p>この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表3中「プロボストオフィス担当課長」に係る部分の規定は、令和4年4月1日から適用する。この場合において、令和6年3月31日までの間は、別表3中「プロボストオフィス長」とあるのは、「プロボストオフィス室長」とする。</p>																																												
別表1 (第4条関係)	別表1 (第4条関係)																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部・室</th> <th style="text-align: center;">課・室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">総務部</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>事務改革推進室</td> </tr> <tr> <td><u>法務室</u></td> </tr> <tr> <td>DX推進室</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"><u>渉外部</u></td> <td>渉外課</td> </tr> <tr> <td>京都基金室</td> </tr> <tr> <td>東京基金室</td> </tr> <tr> <td>広報課</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研究推進部</td> <td>研究推進課</td> </tr> <tr> <td><u>産官学連携課</u></td> </tr> </tbody> </table>	部・室	課・室	総務部	総務課	事務改革推進室	<u>法務室</u>	DX推進室	<u>渉外部</u>	渉外課	京都基金室	東京基金室	広報課	(略)		研究推進部	研究推進課	<u>産官学連携課</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部・オフィス・室</th> <th style="text-align: center;">課・室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総務部</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>事務改革推進室</td> </tr> <tr> <td>DX推進室</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"><u>渉外・産官学連携部</u></td> <td>渉外課</td> </tr> <tr> <td>京都基金室</td> </tr> <tr> <td>東京基金室</td> </tr> <tr> <td><u>産官学連携課</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>広報課</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>国際・共通教育推進部</u></td> <td>国際教育交流課</td> </tr> <tr> <td>留学生支援課</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>共通教育推進課</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研究推進部</td> <td>研究推進課</td> </tr> <tr> <td><u>研究規範マネジメント室</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">コンプライアンス部</td> <td>内部統制室</td> </tr> <tr> <td><u>調査室</u></td> </tr> <tr> <td><u>法務室</u></td> </tr> </tbody> </table>	部・オフィス・室	課・室	総務部	総務課	事務改革推進室	DX推進室	<u>渉外・産官学連携部</u>	渉外課	京都基金室	東京基金室	<u>産官学連携課</u>		広報課	(同 左)		<u>国際・共通教育推進部</u>	国際教育交流課	留学生支援課		<u>共通教育推進課</u>	研究推進部	研究推進課	<u>研究規範マネジメント室</u>	コンプライアンス部	内部統制室	<u>調査室</u>	<u>法務室</u>
部・室	課・室																																												
総務部	総務課																																												
	事務改革推進室																																												
	<u>法務室</u>																																												
	DX推進室																																												
<u>渉外部</u>	渉外課																																												
	京都基金室																																												
	東京基金室																																												
	広報課																																												
(略)																																													
研究推進部	研究推進課																																												
	<u>産官学連携課</u>																																												
部・オフィス・室	課・室																																												
総務部	総務課																																												
	事務改革推進室																																												
	DX推進室																																												
<u>渉外・産官学連携部</u>	渉外課																																												
	京都基金室																																												
	東京基金室																																												
	<u>産官学連携課</u>																																												
	広報課																																												
(同 左)																																													
<u>国際・共通教育推進部</u>	国際教育交流課																																												
	留学生支援課																																												
	<u>共通教育推進課</u>																																												
研究推進部	研究推進課																																												
	<u>研究規範マネジメント室</u>																																												
コンプライアンス部	内部統制室																																												
	<u>調査室</u>																																												
	<u>法務室</u>																																												

改正前	
プロボストオフィス	—
公正調査監査室	二
監事支援室	—
(略)	

別表2 (第5条及び第6条関係)

1 共通事務部	2 課	3 部局	4 部局事務部・事務室	5 課・室
(略)				
吉田南構内共通事務部	総務課 経理課	人間・環境学 研究科	人間・環境学 研究科事務部	—
		総合生存学 館	総合生存学 館事務部	—
		国際高等教育院 大学院教育 支援機構	国際・共通教育 推進部	国際教育交流 課 留学生支援 課 共通教育推 進課
		高等研究院	高等研究院 事務部	—
医学・病院構内共通事務部	経理・研究協力 課	医学研究科 附属病院	医学研究科 附属病院事務部	総務企画課 教務課 総務課 経営管理課 臨床研究戦略 課 経理・調達 課 医務課 医療サービス 課 新病院整備 推進室

改正後	
	人権室
総長オフィス	二
プロボストオフィス	—
CFOオフィス	二
監事支援室	—
(同 左)	

別表2 (第5条、第6条関係)

1 共通事務部	2 課	3 部局	4 部局事務部・事務室	5 課・室
(同 左)				
吉田南構内共通事務部	総務課 経理課	人間・環境学 研究科	人間・環境学 研究科事務部	—
		総合生存学 館	総合生存学 館事務部	—
		国際高等教育院 大学院教育 支援機構	国際高等教育院	二
		高等研究院	高等研究院 事務部	—
医学・病院構内共通事務部	経理・研究協力 課	医学研究科 附属病院	医学研究科 附属病院事務部	総務企画課 教務課 総務課 経営管理課 臨床研究戦略 課 経理・調達 課 医務課 医療サービス 課

改正前				改正後																																																							
(略)				(同 左)																																																							
別表 3 (第 8 条関係)				別表 2 の 2 (第 6 条の 2 関係)																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>1 組織</th> <th>2 特命事項</th> <th>3 設置 組織・職</th> <th>4 必要事項 を定める者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>リスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に係る事務に関し、総務部長を助け、及び管理すること。</td> <td>総務部企画管理主幹</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総長、理事及び監事の秘書事務に関し、総務課長を助け、及び管理すること。</td> <td>総務部総務課秘書室長</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>研究推進部</td> <td>産業連携、地域連携、プロジェクト事業等の推進等に</td> <td>研究推進部産官学連携課連</td> <td>研究推進部産官学連携課長</td> </tr> </tbody> </table>				1 組織	2 特命事項	3 設置 組織・職	4 必要事項 を定める者	総務部	リスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に係る事務に関し、総務部長を助け、及び管理すること。	総務部企画管理主幹	総務部長		総長、理事及び監事の秘書事務に関し、総務課長を助け、及び管理すること。	総務部総務課秘書室長	総務課長	(略)				研究推進部	産業連携、地域連携、プロジェクト事業等の推進等に	研究推進部産官学連携課連	研究推進部産官学連携課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部局</th> <th>事務組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際高等教育院 大学院教育支援 機構</td> <td>国際・共通教育推進部</td> </tr> </tbody> </table>				部局	事務組織	国際高等教育院 大学院教育支援 機構	国際・共通教育推進部																												
1 組織	2 特命事項	3 設置 組織・職	4 必要事項 を定める者																																																								
総務部	リスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に係る事務に関し、総務部長を助け、及び管理すること。	総務部企画管理主幹	総務部長																																																								
	総長、理事及び監事の秘書事務に関し、総務課長を助け、及び管理すること。	総務部総務課秘書室長	総務課長																																																								
(略)																																																											
研究推進部	産業連携、地域連携、プロジェクト事業等の推進等に	研究推進部産官学連携課連	研究推進部産官学連携課長																																																								
部局	事務組織																																																										
国際高等教育院 大学院教育支援 機構	国際・共通教育推進部																																																										
別表 3 (第 8 条関係)				別表 3 (第 8 条関係)																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>1 組織</th> <th>2 特命事項</th> <th>3 設置 組織・職</th> <th>4 必要事項 を定める者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>リスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に係る事務に関し、総務部長を助け、及び管理すること。</td> <td>総務部企画管理主幹</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総長、理事及び監事の秘書事務に関し、総務課長を助け、及び管理すること。</td> <td>総務部総務課秘書室長</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>渉外・産官学連携部</td> <td>本学の卒業生との連携強化及び同窓会組織の支援に関し、渉外課長を助け、及び管理すること。</td> <td>渉外・産官学連携部渉外課同窓会担当課長</td> <td>渉外・産官学連携部渉外課長</td> </tr> <tr> <td>人事部</td> <td>ダイバーシティの推進に係る事務に関し、職員育成課長を助け、及び管理すること。</td> <td>人事部職員育成課ダイバーシティ推進室長</td> <td>人事部職員育成課長</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>国際・共通教育推進部</td> <td>大学院教育支援機構に係る事務に関し、必要な企画立</td> <td>大学院教育支援機構企画担</td> <td>大学院教育支援機構長</td> </tr> </tbody> </table>				1 組織	2 特命事項	3 設置 組織・職	4 必要事項 を定める者	総務部	リスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に係る事務に関し、総務部長を助け、及び管理すること。	総務部企画管理主幹	総務部長		総長、理事及び監事の秘書事務に関し、総務課長を助け、及び管理すること。	総務部総務課秘書室長	総務課長	渉外・産官学連携部	本学の卒業生との連携強化及び同窓会組織の支援に関し、渉外課長を助け、及び管理すること。	渉外・産官学連携部渉外課同窓会担当課長	渉外・産官学連携部渉外課長	人事部	ダイバーシティの推進に係る事務に関し、職員育成課長を助け、及び管理すること。	人事部職員育成課ダイバーシティ推進室長	人事部職員育成課長	(略)				国際・共通教育推進部	大学院教育支援機構に係る事務に関し、必要な企画立	大学院教育支援機構企画担	大学院教育支援機構長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1 組織</th> <th>2 特命事項</th> <th>3 設置 組織・職</th> <th>4 必要事項 を定める者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総長、理事及び監事の秘書事務に関し、総務課長を助け、及び管理すること。</td> <td>総務部総務課秘書室長</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>渉外・産官学連携部</td> <td>本学の卒業生との連携強化及び同窓会組織の支援に関し、渉外課長を助け、及び管理すること。</td> <td>渉外・産官学連携部渉外課同窓会担当課長</td> <td>渉外・産官学連携部渉外課長</td> </tr> <tr> <td>人事部</td> <td>ダイバーシティの推進に係る事務に関し、職員育成課長を助け、及び管理すること。</td> <td>人事部職員育成課ダイバーシティ推進室長</td> <td>人事部職員育成課長</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>国際・共通教育推進部</td> <td>大学院教育支援機構に係る事務に関し、必要な企画立</td> <td>大学院教育支援機構企画担</td> <td>大学院教育支援機構長</td> </tr> </tbody> </table>				1 組織	2 特命事項	3 設置 組織・職	4 必要事項 を定める者	総務部	総長、理事及び監事の秘書事務に関し、総務課長を助け、及び管理すること。	総務部総務課秘書室長	総務課長	渉外・産官学連携部	本学の卒業生との連携強化及び同窓会組織の支援に関し、渉外課長を助け、及び管理すること。	渉外・産官学連携部渉外課同窓会担当課長	渉外・産官学連携部渉外課長	人事部	ダイバーシティの推進に係る事務に関し、職員育成課長を助け、及び管理すること。	人事部職員育成課ダイバーシティ推進室長	人事部職員育成課長	(同 左)				国際・共通教育推進部	大学院教育支援機構に係る事務に関し、必要な企画立	大学院教育支援機構企画担	大学院教育支援機構長
1 組織	2 特命事項	3 設置 組織・職	4 必要事項 を定める者																																																								
総務部	リスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に係る事務に関し、総務部長を助け、及び管理すること。	総務部企画管理主幹	総務部長																																																								
	総長、理事及び監事の秘書事務に関し、総務課長を助け、及び管理すること。	総務部総務課秘書室長	総務課長																																																								
渉外・産官学連携部	本学の卒業生との連携強化及び同窓会組織の支援に関し、渉外課長を助け、及び管理すること。	渉外・産官学連携部渉外課同窓会担当課長	渉外・産官学連携部渉外課長																																																								
人事部	ダイバーシティの推進に係る事務に関し、職員育成課長を助け、及び管理すること。	人事部職員育成課ダイバーシティ推進室長	人事部職員育成課長																																																								
(略)																																																											
国際・共通教育推進部	大学院教育支援機構に係る事務に関し、必要な企画立	大学院教育支援機構企画担	大学院教育支援機構長																																																								
1 組織	2 特命事項	3 設置 組織・職	4 必要事項 を定める者																																																								
総務部	総長、理事及び監事の秘書事務に関し、総務課長を助け、及び管理すること。	総務部総務課秘書室長	総務課長																																																								
渉外・産官学連携部	本学の卒業生との連携強化及び同窓会組織の支援に関し、渉外課長を助け、及び管理すること。	渉外・産官学連携部渉外課同窓会担当課長	渉外・産官学連携部渉外課長																																																								
人事部	ダイバーシティの推進に係る事務に関し、職員育成課長を助け、及び管理すること。	人事部職員育成課ダイバーシティ推進室長	人事部職員育成課長																																																								
(同 左)																																																											
国際・共通教育推進部	大学院教育支援機構に係る事務に関し、必要な企画立	大学院教育支援機構企画担	大学院教育支援機構長																																																								

改正前				改正後			
	関する専門的業務 及びオープンイノ ベーション機構に 係る事務に関し、 産官学連携課長を 助け、及び管理す ること。	携推進室 長			案及び連絡調整を 行うこと。	当部長	
公正調 査監査 室	公正調査監査室が 行う事務に関し、 必要な企画立案、 連絡調整その他の 支援を行うこと。	公正調査 監査室担 当部長	研究倫理担当 の理事	コンプ ライア ンス部	リスクの分析及び 管理並びに危機管 理関係規則、行動 計画等の策定に係 る事務に関し、コ ンプライアンス部 長を助け、及び管 理すること。	コンプラ イアンス 部企画管 理主幹	コンプライア ンス部長
	公正調査監査室が 行う事務に関し、 公正調査監査室担 当部長を助け、及 び管理すること。	公正調査 監査室担 当課長	公正調査監査 室担当部長	プロボ ストオ フィス	プロボストが行う 業務に係る必要な 企画立案、連絡調 整その他の支援に 関し、プロボスト オフィス長を助 け、及び管理する こと。	プロボス トオフィ ス担当課 長	プロボストオ フィス長
(略)				(同 左)			
本部構 内（文 系）共 通事 務部	当該構内における 図書事務の改革に ついて、当該共通 事務部長を助け、 及び整理すること。	本部構内 （文系） 共通事務 部長	本部構内（文 系）共通事務 部長	本部構 内（文 系）共 通事 務部	当該構内における 図書事務の改革に ついて、当該共通 事務部長を助け、 及び整理すること。	本部構内 （文系） 共通事務 部長	本部構内（文 系）共通事務 部長
				人と社会の未来研 究院に係る事務に 関し、本部構内（文 系）共通事務部 長を助け、及び管 理すること。	本部構内 （文系） 共通事務 部長	本部構内（文 系）共 通事 務部 人と社 会の未来 研究会 担当課 長	本部構内（文 系）共 通事 務部 部長
北部構				北部構内事務部	北部構内	北部構内事務	北部構内事務

改正前				改正後			
				内務部	長が命ずる特定の事業に係る事務に関し、北部構内事務部長を助け、及び管理すること。	事業推進部	担当課長
(略)				(同 左)			
国際・共通推進部	大学院教育支援機構に係る事務の企画及び連絡調整を行うこと。	大学院教育支援機構企画担当部長	大学院教育支援機構長				
	大学院教育支援機構国際連携キャリア形成支援部グローバル展開オフィスに係る事務の企画及び連絡調整を行うこと。	大学院教育支援機構グローバル展開オフィス事務室長	大学院教育支援機構企画担当部長				
医学研究科事務部	大学院医学研究科附属がん免疫総合研究センターに係る事務の企画立案、連絡調整その他必要と認められる事項を行うこと。	医学研究科総務企画課がん免疫総合研究センター担当課長	医学研究科事務部長	医学研究科事務部	総務企画課が所掌する事務のうち、財務、施設及び大学院医学研究科附属がん免疫総合研究センターに係る事務に関し、総務企画課長を助け、及び管理すること。	医学研究科総務企画課	総務企画課長
	医学研究科事務部総務企画課が所掌する事務のうち、サービス、広報及び人間健康科学系専攻に係る事務の企画立案、連絡調整を行うこと。	医学研究科総務企画課サービス・広報・人間健康担当課長	医学研究科事務部総務企画課長	医学研究科事務部	総務企画課が所掌する事務のうち、サービス、広報、安全衛生及び人間健康科学系専攻に係る事務に関し、総務企画課長を助け、及び管理すること。	医学研究科総務企画課	総務企画課長

改正前			
	を助け、及び管理すること。		
(略)			

改正後			
	画課長を助け、及び管理すること。		
医学部 附属病院 院事務部	医学部附属病院事務部 経理・調達課が所掌する事務のうち、 施設整備に係る事務に関し、 経理・調達課長を助け、及び管理すること。	医学部附属病院経理・調達課 病院整備推進室	医学部附属病院経理・調達課長
(同 左)			

別表4 (第9条関係)

事務組織	設置組織・職					
	課長補佐 又は室長補佐	事務長補佐	専門員	掛及び掛長	専門員	主任
(略)						
部局事務部		○	○	○	○	○
プロポスト オフィス並びに 第4条から第6条 までに定める課 及び室	○		○	○	○	○

(後 略)

別表4 (第9条関係)

事務組織	設置組織・職					
	課長補佐 又は室長補佐	事務長補佐	専門員	掛及び掛長	専門員	主任
(同 左)						
部局事務部		○	○	○	○	○
第4条から第6条 までに定める課 及び室	○		○	○	○	○
オフィス			○	○	○	○